様式第３号

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　令和　　年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付決定

　　　　　　　（及び財産処分承認）通知書

　　様

埼玉県知事　　　（公印省略）

　令和　　年　　月　　日付け第　　　号で申請のあった令和　　年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金については、補助金の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）第５条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知します。

　（また、同日同号で申請のあった社会福祉施設等に係る財産処分（抵当権設定）については、規則第６条第２項の規定により付した下記の条件に基づき承認したので通知します。）

記

１　交付金額　　　金　　　　　　　　　　円

２　支払い方法　　　　　概　算　払　い

３　交付条件

（１）補助事業者は、規則によるほか、次によるものとする。（なお、財産処分承認の条件は以下のとおり。

　　ア　補助財産の処分を完了したときには、１か月以内にその事実を証する書類を提出

　　　しなければならない。

　　イ　補助財産に設定された抵当権が実行される場合には、財産処分に係る納付金を納

　　　付しなければならない。）

（２）補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（３）補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア　建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ　建物等の用途

ウ　入所定員又は利用定員

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（５）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（７）補助事業において取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（８）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額０円の場合を含む。）は、様式第６号（その１）別紙②により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。

　なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

　また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除額を県に納付しなければならない。

（９）地方公共団体以外の者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

（１０）補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（１１）社会福祉法人等（社会福祉法人設立準備会を含む。）が補助事業を行うために締結する契約については、平成９年６月１０日福総第５１８号埼玉県福祉部長通知「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準について」によらなければならない。

（１２）この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金分配金、又は公益財団法人ＪＫＡ若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

（１３）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びにこの補助金により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及び青の他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）第１４条第１項第２号の規定による期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

（１４）社会福祉法人等においては、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助金の額の確定了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（１５）社会福祉法人等が（２）から（１４）により付した条件に違反した場合には、この整備費補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（１６）この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における規則第８条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和　　年　　月　　日とする。

（注）　明許繰越を行った事業については、「令和　　年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金」の後に「（令和　　年度からの繰越分）」と明記すること。